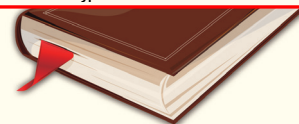


◆ビットコインの高騰により億単位で利益を得ている人もいとされる中、国税庁は仮想通貨に係る損益について原則雑所得とする旨を明らかにした。課税上の取扱いを明確化したことで来年の確定申告に向けて一応の準備が整ったことになる。◆とはいえ納税者自らが所得を把握することはなかなか難しそうだ。売買を繰り返す納税者は、確定申告に向けて取引明細の一覧などの作成が必要になろう。◆一方で税務当局による無申告者への対応も急務といえる。FXのように取引業者に対し支払調書などの提出が義務付けられていないからだ。税務調査にも限界がある中、税制改正での対応も必要になってこよう。(MIN)

今週の専門用語



事前通知を要しない場合

事前通知を要しない場合（通則法74の10）の例示として調査手続通達では、違法又は不当な行為を容易にし、正確な税額等の把握を困難にするおそれがある場合（4-9）、調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合（4-10）を挙げている。具体的には、事前通知をすることで納税者が調査に必要な帳簿書類その他の物件を破棄、移動、隠匿、改ざん又は偽造することが合理的に推認される場合などのほか、事前通知のための電話等の連絡が拒否等された場合などが該当することになる。

改正産業競争力強化法

税制優遇や会社法の規制の緩和などで企業の事業再編を後押しする産業競争力強化法は、平成26年1月20日の施行以来、現在「集中実施期間」（5年間）の中にあるが、当面3年間の「実行計画」は改定の時期を迎えている。実行計画の進捗状況に遅れや不足が生じた場合、担当大臣は「理由を説明し、必要な措置を講じる義務」がある。平成30年度税制改正で検討される自社株TOBに係る譲渡益課税の見直し、事業の買換え特例の導入などは、実現に向け良いタイミングで提案されたと見えよう。

仮想通貨交換業者

仮想通貨交換業者とは、仮想通貨交換業において内閣総理大臣の登録を受けた者のこと（改正資金決済法2条8項）。平成29年8月31日時点で仮想通貨交換業者の登録業者はいないが、改正資金決済法の施行日（平成29年4月1日）より前に仮想通貨交換業を行っていた者については、経過措置により6月間は登録しなくても仮想通貨交換業を行うことができるとされている。仮想通貨交換業者に対しては公認会計士等による分別管理監査が義務付けられることになった。

週刊T&Amaster 第708号

2017年9月25日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい